

(令和4年3月8日提出)

令和4年2月議会定例会議案
(令和4年度分追加)

新 潟 市

令和4年2月議会定例会議案（令和4年度分追加）

目 次

議案第36号	令和4年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第37号	新潟市国民健康保険条例の一部改正について	4

議案第 36 号

令和 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度新潟市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 392,450,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
23 繰入金		116,673	250,000	366,673
	1 基金繰入金	116,673	250,000	366,673
歳 入	合 計	392,200,000	250,000	392,450,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		50,484,005	250,000	50,734,005
	4 都市計画費	23,401,629	250,000	23,651,629
歳 出 合 計		392,200,000	250,000	392,450,000

議案第 37 号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 34 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 5 中「630,000 円」を「650,000 円」に改める。

第 12 条の 5 の 9 中「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

第 17 条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「630,000 円」を「650,000 円」に改め、同条第 4 項中「630,000 円」を「650,000 円」に、「190,000 円」を「200,000 円」に、「第 3 項」を「前項」に改め、同条第 5 項中「630,000 円」を「650,000 円」に改める。

第 17 条の 3 を第 17 条の 4 とし、第 17 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第 17 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 12 条又は第 12 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第 4 項に掲げる場合を除く。）。)

2 第 17 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12

条又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の4又は第12条の5の7」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第17条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）

5 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の5の4又は第12条の5の7」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。